

①事業名	【17】外国人児童生徒就学促進プラン	
②主管課及び関係課(課長名)	初等中等教育局国際教育課(課長:手塚義雅)	
③施策目標及び達成目標	<p>施策目標2-1 確かな学力の育成 達成目標2-1-4 外国人児童生徒に対する教育支援体制を整備することにより、日本語指導が必要な外国人児童生徒への指導の充実を図る。</p> <p>施策目標2-2 豊かな心の育成 達成目標2-2-7 外国人児童生徒に対する教育支援体制を整備することにより、日本語指導が必要な外国人児童生徒への指導の充実を図る。</p>	
④事業の概要	義務教育段階の外国人の子どもがいる地域において、就学支援の実践研究を行うことによって、地域における外国人の子どもに対する就学促進に関する取組が推進されることを目指すものである。	
⑤予算額及び事業開始年度	平成19年度概算要求額:185百万円(平成18年度予算額:一円) 事業開始年度:平成19年度	
⑥広報計画	<p>【ターゲット】本事業は、当該事業に密接に関係する外国人が集住している地域の住民を含む一般国民をターゲットとして広報活動を進めていくものである。</p> <p>【メッセージ】本事業の展開に当たっては、特に外国人の子どもの就学促進の重要性について、理解してもらい、支持してもらうことを目指す。</p> <p>【媒体】本事業の展開に当たっては、情報発信には主にHPを用いることを予定。</p> <p>【タイミング】本事業の展開に当たっては、最も効果的と思われる委嘱地域の決定の時点において、情報を発信していくことを予定。</p>	
⑦事業開始時において得ようとした効果	〔拡充事業の場合のみ記入〕	
⑧得られた効果	〔拡充事業の場合のみ記入〕	
⑨得ようとする効果及び上位目標との関係	<p>【得ようとする効果】 事業を実施することにより、義務教育段階の外国人の子どもへの就学支援の実践研究が行われ、その成果を全国に普及することにより、地域における外国人の子どもに対する就学促進に関する取組が推進されるようにする。</p> <p>目標値:就学相談窓口の設置や保護者用のガイドブックの作成・配布等の外国人の子どもに対する就学促進に関する取組を行っている市町村数の増加を目標とする。</p> <p>【上位基本目標・達成目標との関係】 本事業の効果をあげることにより、地域において外国人の子どもへの就学支援を行う体制が整備され、ひいては達成目標2-1-4及び2-2-7にある「外国人児童生徒に対する教育支援体制を整備する」という成果に結びつくものと考えられる。</p>	<p>⑩達成年度</p> <p>平成21年度</p>
⑪必要性	<p>達成目標2-1-4及び2-2-7の目的を達成するためには、地域において、外国人の子どもに対する様々な支援を行っていく体制が整備されることが不可欠であるが、本事業の効果により、地域において外国人の子どもへの就学支援を行う体制が整備されるため、本事業を実施することが妥当と考えられる。</p> <p>また、子どもの教育も含めた「生活者としての外国人」の問題について、現在検討を行っている外国人労働者問題関係省庁連絡会議の中間報告である「生活者としての外国人」問題への対応について(中間整理)においても、我が国として外国人を適法に受け入れた以上はその生活環境等に一定の責任を負うべきと述べられており、外国人児童生徒教育の充実については、国として責任をもって取り組む必要がある。</p> <p>さらに、外国人登録が外国人の居住実態を正確に反映していない現状を受け、どのような就学支援を行えば効果的な就学促進が図れるかについて研究する必要があるため、本事業を実施する。</p>	

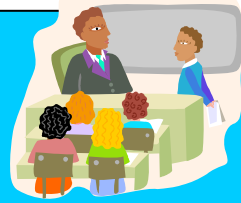
⑫効率性	<p>【事業に投入される資源量】 本事業の予算規模は185百万円であり、また本事業を実施するための人件費（諸謝金）は172百万円程度と想定される。</p> <p>【事業から得られると見込まれる活動量】 本事業は、全国17地域程度の事業実施が見込まれ、その地域において就学支援体制が整備されるとともに、その取組を全国に普及することにより、地域における外国人の子どもに対する就学促進に関する取組が推進される。</p>
⑬想定できる代替手段との比較考量	<p>外国人児童生徒の在籍する地域・学校は日本各地に及んでいるものの、分散と集中の傾向にあることから地方自治体によって優先度の認識に相違があり、地方自治体の一般財源により実施した場合には、投入される資源量である本省の人件費・事務費等についての節約は見込まれるが、全国的な実施は期待できないため、地域間格差が生じる上、優良事例を吸い上げて全国に普及することが困難となる。一方で、国の委嘱事業として行う場合、17地域の取組を全国普及することが可能であり、投入される資源量に比して活動量の増加が見込まれる。</p>
⑭ 指標・参考指標 有 効性	<p>就学相談窓口の設置や保護者用のガイドブックの作成・配布等の外国人の子どもに対する就学促進に関する取組を行っている市町村数</p> <p>効果の把握の仕方 毎年度、文部科学省で実施している「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」により把握する。</p> <p>得ようとする効果の達成見込み及びその判断根拠 本事業では、全国17地域程度の事業実施が見込まれ、その地域において外国人の保護者に対する、就学促進活動の充実が図られ、またその成果が全国に普及され、地域における外国人の子どもへの就学促進に関する取組が推進されることにより、就学相談窓口の設置や保護者用のガイドブックの作成・配布等の外国人の子どもに対する就学促進に関する取組を行っている市町村数が増加するという効果を見込んでいる。</p>
⑮公平性、優先性	[政策の特性に応じて、必要により評価]
⑯評価に用いたデータ・情報・外部評価等	
⑰備考	<p>「グローバル戦略〈人材関連部分〉」（平成18年5月18日） 3. 地域の国際競争力の強化 ①地域における多文化共生社会の構築 ●外国人の医療、子弟の教育、地域住民との摩擦など、現に生じている生活者としての外国人の問題について、外国人労働者問題関係省庁連絡会議において、現状の分析を行い、その解決に向けたコストの負担のあり方にも留意しつつ、総合的な対応策を本年内にまとめる。その際、以下の点についても関係省庁等の連携により検討する。 ・日本語教育の拡充、不就学児童の解消を目指す取組など社会的統合の推進</p> <p>「経済成長戦略大綱」（平成18年6月26日） 2. アジア等海外のダイナミズムの取り込み (3) グローバル化に対応する多文化共生社会の構築 外国人の医療、子弟の教育、地域住民との摩擦など、現に生じている生活者としての外国人の問題について、2006年以内に総合的な対応策をまとめる。その際、日本語教育の拡充、標識・各種表示等の外国語表記の拡大などについても検討する。</p> <p>「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日） 第2章 成長力・競争力を強化する取組 1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化 ②アジア等海外のダイナミズムの取り込み ・平成18年内の生活者としての外国人総合対策策定等、多文化共生社会構築を進める。</p>

外国人児童生徒就学促進プラン

外国人児童生徒の就学状況

外国人の子どもは、

- ◆公立学校
- ◆外国人学校など 様々な場で教育を受けることが可能。



しかし



○いずれの学校にも就学していない不就学の子どもがいる。



○国際人権規約等に基づいて教育の権利が保障されているにもかかわらず、教育を受けていない。

背景には、外国人の居住実態、就労環境、親の意識等様々な要因がある。

外国人登録窓口、企業等の関係機関と連携した外国人の子どもの効果的な就学促進方策の推進

文部科学省

○就学啓発資料等の作成



○全国的なフォーラムの開催



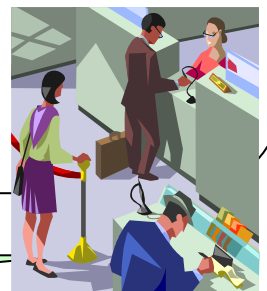
支援・普及

効果的事例

地域

○実践研究の実施

- ・バイリンガル相談員の配置
(以下の取組のような就学促進活動に携わるとともに、就学後の支援も行う)
- ・外国人に対する学校説明会
- ・企業と連携した就学啓発活動
- ・外国人登録部局と連携した就学相談 等



地域における就学支援体制の構築

外国人の子どもの就学機会を確保するための取組の促進